

## 山口市パブリックコメント手続実施要綱の考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関し必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の形成過程における市民の市政への参画を促進するとともに、行政としての説明責任を果たすことで市政運営の公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による行政運営の推進に資することを目的とする。

### 【考え方】

- ・ この制度は、市が基本的政策等について意思決定を行う前に、その案を公表し、市民の皆さんから広く意見を求めることにより、市政への関心、問題意識を持っていただき、市政への参画を促進し、市民のみなさんと協働で進めるまちづくりの効果的な推進を図ることを目的としています。
- ・ また、政策等の概要や市の考え方を分かりやすく公表することで、行政の説明責任を果たし、行政の意思形成過程における公正性と透明性の向上を図ることを目的としています。
- ・ 今までに事務担当部署の判断で市民に広く意見を求めた例がありますが、この要綱の制定により、事務担当部署の判断ではなく、該当する場合は必ず市民のみなさまが意見提出できる機会を確保することを、市共通のルールとして制度化するものです。
- ・ この制度は、実施機関内部の手続等が主体であることから、当面、内部規範としての「要綱」で運用することとします。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 政策等の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長(水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

#### 【考え方】

##### (第1号関係)

- ・ この制度は、住民投票とは異なり、政策等の案の賛否を問うものではありません。市民のみなさまから幅広い意見をいただいて政策等に反映させるものであり、政策等の立案過程を透明にするための制度であると考えられます。
- ・ 重要な政策については、これまでも審議会等で議論してきた経緯がありますが、この制度により、情報収集源の拡大や多様性が図られ、幅広い意見がいただけることが期待できます。

##### (第2号関係)

- ・ 実施機関の範囲は、議決機関である議会を除いた執行機関を対象にします。よって、議員提案の条例案等は対象外となります。また、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会は審査機関であり、その性格上政策等を作成するとは考えられないため除外しました。
- ・ この条文規定をはじめ、この要綱に規定する「実施機関」の事務は、その政策等の事務担当部署で行います。

##### (第3号関係)

- ・ 意見を求める対象者は、本市に在住、在勤又は在学する者のほか本市以外に居住する利害関係者に限定します。
- ・ 利害関係を有するものとは、市税の納税義務を有する個人及び法人、市内に事業所等はないが市内を拠点に事業活動やボランティア活動を行っているもの、市内の学校に通学している者の保護者などを想定しています。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定及び改定
- (2) 市政の基本的かつ重要な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則又は要綱の策定、改定、制定又は改廃

【考え方】

(第1項関係)

- ・ 具体的な案件について、この要綱による手続によるか否かは、事務担当部署がこの要綱の趣旨に基づいて判断します。また、事務担当部署はその判断についての説明責任を負います。
  - (1) 「市の基本的な政策に関する計画」とは、市の施策の基本的な方針、考え方を定めるもの、個別施策の計画などをいい、計画、構想、プランなどの名称を問いません。(例：山口市総合計画、地域福祉推進計画、都市計画マスタープランなど)
  - (2) 「市政の基本的かつ重要な制度又は方針を定めることを内容とする条例」とは、市政全般又は個別行政分野における基本理念や方針、市政を推進する上での共通の制度を定める条例をいいます。(例：山口市環境基本条例、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例など)
  - (3) 「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、広く市民等に適用され、市民等の権利義務や市民生活に影響を与える条例をいい、行政内部のみに適用されるものは対象としません。
  - (4) 「その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則又は要綱」とは、市民憲章、宣言、市全域を対象とした大規模な公共施設の建設計画及び市全域を対象とした市民等が常時利用する大規模な公共施設(以下「大規模公共施設」という。例：市役所、支所、総合体育館、総合運動場、図

書館、花咲きホールなど)の条例、規則又は要綱(以下「条例等」という。)をいい、既に公共施設の統廃合計画などにより統合又は廃止が明示されている公共施設や市民等の利用頻度の少ない公共施設に係る条例の改廃は対象としません。また、市民等が常時利用する大規模公共施設であっても、市民等が安全・安心に利用できないなどの事由により廃止する場合も対象としません。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの
- (3) 国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ないもの
- (4) 法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの
- (5) 審議会等が、パブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

#### 【考え方】

##### (第2項関係)

(1) 「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、この手続に要する時間の経過により政策等の効果が失われる可能性があつて手続をとる時間がないときや、災害時など緊急を要するときに該当します。

また、「軽微なもの」とは、計画等の変更部分が直接市民生活に影響を与えない場合が該当します。(例：組織改革などにより計画等に記載された担当部署の名称などを修正する場合、法令の改正などに伴う条項ずれ、名称の変更などを機械的に改正する場合など)

(2) 「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの」については、金銭の賦課徴収に関するものは、地方自治法第74

条の規定により直接請求の対象外とされており、市民等に意見を求めることはなじまないと考えられます。また、この手続を実施した場合、賛否意見のみが相当多数になることが予想され、建設的意見を求めるこの制度の趣旨とは異なるため除外します。

(3) 「国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ないもの」とは、国や県が定める法令や上位計画等にその内容が詳細に規定されていて、市の裁量の余地のないものが該当します。

(4) 「法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの」とは、都市計画法に基づく公聴会、次世代育成支援推進法などの規定により意見聴取が義務づけられている場合をいいます。

(5) 「審議会等がパブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの」とは、広範な市民アンケート、公聴会、ワークショップなどを想定しています。審議会等が独自に市民に意見を求める場合は、効率性、費用対効果の面からこの制度の手続は行わないものとします。

(6) 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの」とは、条例の制定について直接請求があった場合は、市長は同法第74条第3項の規定により、意見を付して議会に付議することになりますが、修正することができないため除外します。

#### (政策案等の公表)

第4条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項及び資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び概要
- (2) 政策等の案を作成した際の実施機関の考え方
- (3) 政策等に対する意見の提出期間、意見の提出先及び担当部署
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広く市民等から意見を求めるに当たり実施機関が必要と認める資料

#### 【考え方】

- ・ 公表する政策等の案は、市民等がその内容を十分理解できる表現に努めます。また、政策等の案の内容が理解されるための資料を提供するように努めます。

#### (公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を市広報及び市のホームページに掲載するなどして、広く市民等に周知するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 意見の募集期間及び提出方法
- (3) 政策案等を入手する方法

#### 【考え方】

- ・ 市広報は政策等の案の周知には効果的ではありますが、紙面の制約があるため、十分な情報提供ができないことが予想されます。よって、市広報には「案の名称」、「意見の募集期間」、「資料の入手方法」等を掲載することとし、公表については、実施機関の担当窓口における閲覧及び配布、市のホームページへの掲載を基本とします。その他実施機関が適当と認める方法とは、手続の対象となる案件に応じて、支所、保育園、公民館等において公表することとします。
- ・ パブリックコメントを実施しようとするときは、時間的に間に合わないなど特別な事情がある場合を除き、市広報及び市ホームページに掲載してお知らせすることとします。

#### (意見の提出)

第6条 市民等による意見の提出期間は、政策等の案を公表した日からおおむね30日とし、実施機関がその都度定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見提出期間を短縮することができる。

2 意見の提出をしようとする市民等は、実施機関が定める意見提出期間及び意

見提出方法に従い、意見を提出するものとする。

3 意見の提出方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

4 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び連絡先）を明らかにするものとする。

#### 【考え方】

##### （第1項関係）

- ・ 行政手続法が意見公募手続において30日以上期間を設けていること、意見をもらうための周知期間、意見提出の準備期間を考慮して、おおむね30日を目安に意見を求めることとします。

##### （第2項関係）

- ・ 様式は問いませんが、標準様式を作成し公表することとします。

##### （第3項関係）

- ・ 意見の内容について改めて確認する必要も想定されることから、電子メール、書面など記録として確認できるものとし、電話での受付はいたしません。
- ・ 「実施機関が認める方法」とは、宅急便等を想定しています。

##### （第4項関係）

- ・ お互いに相手がだれであるかの確認のうえで建設的な意見をもらうため、また意見内容の確認が必要となる場合がありますので、必要最低限の情報として住所、氏名、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明示していただきます。

#### （意見の取扱い及び公表）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の案について意思決定を行ったときは、提出された意見

及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を合わせて公表するものとする。

3 提出された意見が、山口市情報公開条例（平成15年条例第159号）第5条に規定する非公開情報に当たるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第5条の規定は、第2項の規定によるパブリックコメント手続の結果の公表の方法について準用する。

#### 【考え方】

##### （第1項関係）

- ・ 実施機関は、提出された意見を必ずしも取り入れるわけではなく、意見を十分に考慮して意志決定を行います。
- ・ この制度は、提出された意見を考慮しながら意思形成段階における政策等をよりよいものにするために意見を募集するもので、賛成・反対の意見の多さにより市の意思決定の方向を判断するものではありません。多数意見も少数意見もひとつの意見として同じ扱いとさせていただきます。

##### （第2項関係）

- ・ 実施機関は、提出された意見に対して、名前等の表記があるものについては必ず意見を表明するものとし、匿名のものには原則として意見を表明しませんが、意見内容の考慮は行い、反映が可能なものは公表します。
- ・ 意見表明は個別に回答せず、まとめて公表することとします。回答は1回限りとし、表明した市の意見に対して再度質問があった場合も、原則として再度の回答は行わないものとし、また、類似の意見は集約するなど整理してその概要を公表します。また、賛否だけの意見で理由のないものについては、市の考え方を示すことができないので、そのような意見があったことのみを公表します。

##### （第3項関係）

- ・ 意見表明にあたっては、個人情報保護の観点から意見をいただいた方の氏名、住所、電話番号を含め、山口市情報公開条例第5条に規定する非公開情報に該当する場合は公表しません。
- ・ 公序良俗に反するものなど公表することが不適切な意見については、その全部

又は一部を公表しないこととします。

#### (第4項関係)

- ・ 意見の表明方法は、市広報ではスペースに限りがあるため掲載せず、市ホームページ、担当窓口等において公表することとします。

#### (実施状況の公表)

第8条 市長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市のホームページに掲載することにより市民等に情報提供するものとする。

#### 【考え方】

- ・ 市のホームページにおいて、募集中、結果公表中、実施予定のものに区分して、案件名、募集期間、問い合わせ先等を公表します。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 【考え方】

- ・ この要綱に定めるもののほか、円滑な運営に必要な事項があれば、別に統一的なルールを定めます。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱は、平成24年1月1日以降に最終の意思決定を行う政策等について適用する。

#### 【考え方】

#### (第1項関係)

- ・ この要綱は、平成23年9月1日から実施します。

**(第2項関係)**

- ・ この手続は、一定の期間を要するため、政策等の意思決定過程の途中からこの要綱を適用することは困難であり、平成23年12月31日までに意思決定を行うものについては、適用しないこととします。ただし、この要綱の趣旨、目的に鑑み、できる限りこの要綱による手続を行うように努めます。